

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年6月分）

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称 御堂筋サテライトプラン運営連携支援等業務委託

2 契約相手方 DNP・JCD 共同体

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、御堂筋をとりまく状況や道路空間再編に関する知識などを有し、道路協力団体等との綿密な連絡調整を行うとともに、万博開催期に御堂筋をショーケースと捉え、総合的な実行戦略、広報戦略を企画検討することが求められる。そのため、万博会場や他事業を有機的に連携した、御堂筋の総合的なプロモーションを行うことが、業務の成果に直結すると考えられる。

このため、総合的なプロモーションの実施にあたっては、創造性、企画構想力等が求められるため、民間の持つ柔軟な発想・企画をもとに実現性及び実効性のある提案を求めることが重要であり、一律的に定められるものではない。

上記より、幅広い知識や経験、総合的な実行戦略、広報戦略等を審査することで優れた業者を選定し、業者からの提案内容に基づいた業務仕様とすることが、効果的・効率的な事業成果に直結するものである。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、DNP・JCD 共同体が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、DNP・JCD 共同体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当（電話番号：06-6615-6786）

随意契約理由書

1 案 件 名 称 鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託

2 契 約 相 手 方 大日本印刷株式会社 左内町営業部

3 随意契約理由

本業務は、イベントの開催のみならず、イベントの開催を通して新たな公園の在り方を検討することを目的としており、イベントの企画にあたり、万博会場や御堂筋でのサテライトイベント等との連携を見据えた多岐にわたる関係者との調整が必要であるため、本事業の趣旨や目的を理解した事業者の企画・調整力が求められる。

イベントの開催にあたっては、民間事業者の持つイベント企画運営に関する専門的で蓄積された経験やノウハウを活かし、来場者が楽しめる魅力的なプログラムとなるよう企画検討する必要がある。

また、事業効果を高めるためには、より多くの人の関心を引き、話題性のあるイベントとする必要があることからイベント開催にあたり、ホームページやSNS等の多様な媒体を活用した効果的な情報発信が求められる。

上記を踏まえ、鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託の公募型プロポーザル方式受託者選定会議において意見を聴取した結果、大日本印刷株式会社左内町営業部が契約相手方として最適であるとの見解を踏まえ、大日本印刷株式会社左内町営業部と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局公園緑化部調整課（電話番号:06-6615-6706）